



# 身体障がい者等に対する 軽自動車税の減免について

日常生活を営むにあたり、歩行することが困難である身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者(以下「身体障がい者等」といいます。)の方が日常生活に不可欠な生活手段として使用される軽自動車について、一定の要件(障がいの程度、軽自動車の名義、使用目的等)を満たす場合は、申請に基づき軽自動車税の減免が受けられます。



## I 減免の要件

### 1. 減免の対象となる軽自動車

#### (1) 軽自動車の名義人等の要件

区 分	軽自動車の名義	運 転 者	使用目的
① 本人所有本人運転	・身体障がい者等本人	身体障がい者等本人	本人の日常生活の手段として使用
② 本人所有家族運転	・身体障がい者等本人	身体障がい者等と (*3) 生計を一にする方	身体障がい者等の通学(通園)・通院・通所・生業(通勤)・帰宅のため使用【3頁3(2)参照】
③ 家族所有家族運転(*1)	・身体障がい者等と (*3) 生計を一にする方		
④ 常時介護者運転(*2)	・身体障がい者等本人 ・身体障がい者等本人と 生計を一にする方 (身体障がい者等に限定)	身体障がい者等を 常時介護する方	

\*1 障がいのある方が18歳未満の場合や精神または知的障がいのある方の場合のみ対象となります。

\*2 障がいのある方のみで構成される世帯又は、単身世帯のみが対象となります。

\*3 原則として、身体障がい者等と同居し住民票上同一世帯の親族(配偶者(婚姻未届けの者を含む)、6親等内の血族及び3親等内の姻族)をいいます。詳しくはお問い合わせください。

#### (2) 軽自動車の制限の要件

身体障がい者等のために使用する軽自動車は、車種の制限はありませんが、次の要件に該当することが必要です。

- ① 減免できる軽自動車は、身体障がい者等1人に対して1台に限ります。(普通車の減免を受けている場合は軽自動車税の減免対象とはなりません。)
- ② 自動車検査証(いわゆる「車検証」)に「自家用」と記載されている自動車に限ります。(検査証に「営業用」と記載されている軽自動車、リース車は減免の対象とはなりません。)
- ③ 運転免許証の免許の条件(車両総重量の制限、特定後写鏡、手動式アクセル・ブレーキ、AT車又はノークラッチ式車両に限る等)に合致した自動車に限ります。

#### (3) その他の要件

- ① 身体障害者手帳等をお持ちの方で、佐賀市障がい福祉課へタクシー券を申請される場合は、軽自動車税の減免又はタクシー券のどちらか一方のサービスしか受けられませんのでご注意ください。

## 2. 減免の対象となる障がいの程度

### (1) 身体障害者手帳をお持ちの方

本人運転、家族運転、常時介護者運転の区分により、対象となる範囲が異なります。

対象者の障がい程度		
障がいの区分	身体障がい者等本人が運転する場合 （『本人運転』といいます。）	生計を一にする方が運転する場合 （『家族運転』といいます。）及び 常時介護する方が運転する場合 （『常時介護者運転』といいます。）
視覚障がい	1級から4級の1まで	1級から4級の1まで
聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障がい	3級	3級
音声機能の障がい	3級(喉頭摘出者に限る。)	該当なし
上肢不自由	1級及び2級	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	1級から6級まで	1級から3級の1まで
体幹不自由	1級から5級まで	1級から3級まで
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障がい	上肢機能 1級及び2級 (1上肢のみの場合を除く。)	1級及び2級 (1上肢のみの場合を除く。)
	移動機能 1級から6級まで	1級から3級まで (1下肢のみの場合を除く。)
心臓機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで
じん臓機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで
呼吸器機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで
ぼうこう又は直腸機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで
小腸の機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで
肝臓機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで

### (2) 療育手帳をお持ちの方

	本人運転	家族運転・常時介護者運転
障がいの区分	障がいの程度 療育手帳「A」	

### (3) 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

	本人運転	家族運転・常時介護者運転
障がいの区分	障がいの程度 精神障がい者保健福祉手帳1級	

### (4) 戦傷病者手帳をお持ちの方

対象者の障がい程度		
障がいの区分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
視覚障がい	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障がい	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
平衡機能障がい	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
音声機能の障がい	特別項症から第2項症まで (喉頭摘出者に限る。)	該当なし
上肢不自由	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
下肢不自由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症まで

体幹不自由	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症まで
心臓機能障がい	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
じん臓機能障がい	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
呼吸器機能障がい	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
ぼうこう又は直腸機能障がい	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
小腸の機能障がい	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで

### 3. 使用目的等の要件

#### (1) 本人運転の場合

身体障がい者等が所有する軽自動車を手動で運転する場合は、本人の日常生活の手段として使用されれば、使用目的及び使用回数の要件はありません。

#### (2) 家族運転及び常時介護者運転の場合

身体障がい者等と生計を一にする方及び常時介護する方が運転する場合は、次表の使用目的・使用回数等の要件を満たした場合に減免を受けることができます。

使用目的	使用目的の定義	使用回数、使用期間		使用目的を証明するもの
		家族運転	常時介護者運転	
通学 (通園)	身体障がい者等が、学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校並びに児童福祉法に規定する保育所に通うために軽自動車の利用を必要とすること。	通学 (通園) 期間 6ヶ月以上	使用回数 週3日以上 かつ 使用期間 1年以上	通学(通園) 証明書
通院	身体障がい者等が、疾病の治療又は障がいの抑制・機能の回復等のために医療法に規定する医療機関等へ継続反復して通うために軽自動車の利用を必要とすること。	通院回数 月平均 4回以上 かつ 通院期間 6ヶ月以上		通院証明書
通所	身体障がい者等が、更生・指導及び職業訓練を受けることを目的として、社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供される施設(これに類する施設を含む。)又は職業能力開発促進法に規定する職業訓練施設へ継続反復して通うために軽自動車の利用を必要とすること。	通所期間 6ヶ月以上		通所証明書
生業 (通勤)	身体障がい者等が、自己又は家族の生活を維持するために必要な収入を得るために軽自動車の利用を必要とすること。	回数・期間の 制限なし		通勤証明書等
帰宅	身体障がい者施設、知的障がい者施設若しくは精神障がい者施設等の入所者又は入寮施設のある学校の入寮者が、週末等の帰宅のために軽自動車の利用を必要とすること。	帰宅回数 毎週 1回以上	対象外	帰宅(入所) 証明書

\* グループホーム、高齢者デイサービス等は、「通所」及び「帰宅」における施設には該当しません。

\* 整骨院は、「通院」における施設には該当しません。

## II 減免する額

減免は、年税額全額を減免します。

## III 減免申請の手続き

### 1. 減免申請に必要な添付書類等

必要添付書類		本人運転の場合	家族運転の場合	常時介護者運転の場合
1	軽自動車税納税通知書	○	○	○
2	身体障害者手帳等(原本)	○	○	○
3	運転免許証	○	○	○
4	印鑑(認印可)	○	○	○
5	個人番号カード又は通知カード(納税義務者のもの)	○	○	○
6	使用目的の証明書 (通院証明書、通学証明書等)		○	○
7	軽自動車運行計画書			○
8	誓約書			○
9	委任状(代理申請の場合)	(○)	(○)	(○)

### 2. 減免申請期限及び申請窓口

#### (1) 受付期間

・納税通知書が届いてから、納期限まで

※納付後は、減免の対象になりません。必ず納付をする前に申請してください。

※受付期間を過ぎて申請されても減免を受けることができませんので、必ず受付期間内に申請してください。

※納税義務者以外の方が代理で申請される場合は委任状を持参してください。

#### (2) 受付場所

・佐賀市役所 市民税課 (本庁 3階 54番窓口)

※支所では受付できません

#### (3) 受付時間

・平日(8時30分から17時15分まで)

※土、日、祝日は受付していません

### 3. 減免に該当しなくなった場合

- 身体障がい者等の方の死亡、運転免許証の未更新・返還、手帳の等級の変更・返還等により軽自動車税の減免を継続することができないような事情が発生した場合は、速やかにお手続きを行ってください。
- 佐賀市外へ転居された場合は、翌年度以降佐賀市での減免の対象とはなりませんので、速やかに車検証の住所を変更し、転居先にて減免手続きを行ってください。
- 佐賀県外へ転居された場合は、翌年度以降佐賀市での減免の対象とはなりませんので、速やかに転居先のナンバープレートに変更し、転居先にて減免手続きを行ってください。

◇問い合わせ◇

佐賀市役所市民税課 軽自動車税担当

TEL0952-40-7064